

開発許可制度事務ハンドブック

8

8 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例
(平成27年4月1日条例廃止)

県土整備部

建築開発課

8 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年4月1日廃止）

（参考）三重県風致地区における建築等の規制に関する条例の廃止について

平成24年4月1日に施行された「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号 以下「風致政令」という）の一部改正により、面積が10ヘクタール以上の風致地区についても建築等の規制に係る権限が都道府県から市町村に移譲されることになりました（3年間の経過措置あり：平成27年3月31日まで）。

このことから、平成27年4月1日に「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例」は廃止されました。（三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例（平成25年三重県条例第58号））

また、同日に「三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」は廃止されました。（三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則（平成27年三重県規則第3号））

今後、県内の全ての風致地区は各市町が施行する風致条例の適用を受けることになります。

【各市町の条例の概要】

四日市市	四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H27. 4. 1	施行
津市	津市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H26. 7. 1	施行
伊勢市	伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H17. 11. 1	施行
鳥羽市	鳥羽市風致地区内における建築等の規制に関する条例	H27. 4. 1	施行
多気町	多気町風致地区内における建築等の規制に関する条例	H25. 7. 1	施行

8 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成27年4月1日廃止）

（参考）風 致 地 区 指 定 一 覧

都市計画 区域名	都市名	名称	計画決定面積		計画決定 年月日	備考
			面積(ha)	合 計		
四日市	四日市市	四 郷	122.8	122.8	S51. 4. 13	
津	津市	借楽公園	36.5	126.4	当初 S14. 4. 22 最終 S45. 7. 17	
		贄崎浦	25.0			
		結 城	12.4			
		阿漕浦	52.5			
伊勢	伊勢市	宮 川	84.2	3,001.4	当初 S11. 2. 15 最終 H3. 11. 1	
		蓮随山	269.2			
		鼓ヶ岳	419.2			
		世義寺山	3.5			
		倉田山	335.6			
		朝熊山	1,793.9			
		二見海岸	4.2			
		二見東海岸	63.0			
鳥羽	鳥羽市	小 浜	43.7	378.4	当初 S48. 8. 3 最終 H11. 11. 16	
		堅神飛ヶ谷	11.1			
		堅 神	106.1			
		堅神長尾	30.4			
		堅神崎山	14.8			
		船 津	72.1			
		安楽島	100.2			
多気	多気町	五桂池及び柝ヶ池周辺	175	209	H22. 10. 1	
		天啓公園周辺	34			
合 計				3,838.0		

※この表は、平成27年3月31日時点のものである。詳細については、各市町に確認してください。